

# カヌースラローム競技 規則

2009年4月改正

改正部は朱書きで示す。

## 目次

第32条 転覆と脱艇

## 第4章 特別ルール

第43条 日本選手権の特別規定 (別途定める)

## 第2章 種目・艇の構造・商標

### 第6条 種目

#### 1 個人種目

- (1) 女子K-1、**C-1、C-2**
- (2) 男子K-1、C-1、C-2
- (3) 選手は2種目以上に出られるが日程、発艇順等の考慮はされない。

#### 2 チーム種目

- (1) 女子3\*K-1、**3\*C-1、3\*C-2**
- (2) 男子3\*K-1、3\*C-1、3\*C-2
- (3) チーム種目は個人種目に参加している選手のみで構成される。
- (4) 一人の選手は一つのチーム種目にのみ参加できる。
- (5) 一人の選手は個人種目と異なったチーム種目に参加してもよい。
- (6) 競技が2回の漕行で構成されるとき、最初と2回目の漕行でチームのメンバーを変更してもよい。
  - ① 一つのチームでただ一つの艇だけを変更する事が出来る。
  - ② この変更は2回目の競技開始20分前までに**艇主任**に文書で提出しなければならない。

### 第7条 艇・パドル・附属品

#### 1 艇の仕様

- (2) 最低重量 (計量時は水を完全に取除いておく事。)

### 第3章 競技会組織および競技規則

- 2 役員は(17)、(18)、(19)、(21)、(23)、**(24)**を除いて連盟公認審判員でなければならない。  
尚(3)(4)(6)(7)(14)は、J級審判員が望ましい。

### 第9条 役員の職務

#### 4 技術部長

競技会開催の諸準備、必要な設備の設置及び維持、管理を行う。又コース承認委員会の一員である。審判部長と連携し、競技運営にあたる。

#### 5 総務部長

総務事項全般をつかさどる。特に競技に関わる文書の保管の責任を持つ。

#### 6 審判部長

競技規則に従い正しく運営されること確実にする。  
又、競技会規則を適用し、選手を失格にしたり、再レースに臨ませることも出来る。  
判定にかかわる問題については、審判部長が最終決定者となる。レースに公式のテレビ(映像)が存在する場合には、審判部長はその映像を自らの情報として利用することができる。  
ペナルティに関する抗議に対して審判部長が下した結論は決定事項となり、それ以上の抗議は受け付けられない。

#### 7 区間審判員

区間審判は指定されたコース区間に対して責任を持つ。ゲート審判により補助される。区間におけるゲートの正しいペナルティあるいは正しい判断を保证する責任がある。ゲート審判の意見を聴取し、ペナルティがあるかどうかの判断をする。区間審判はそれぞれの競技者のゲート通過状況を明確な文書を残さなければならない。区間審判はすべての選手に対して公正な漕行が保証されるように競技の進行状況を観察する。  
区間審判は各ゲートのペナルティを表示板で示さなければならない。

# 改正理由

転覆と脱艇がICFで明確に区分けされるようになった為。

日本選手権の特別規定を定めた。

女子のC-1,C-2の個人種目がICFで追加された。

女子のC-1,C-2のチーム種目が追加された。

これまでは審判部長への届出であったがICFの見直しに従い、発艇主任に変更した。

計量時の水抜きについての表現が変更になった。

デモンストラターは試合に出られない選手が行う場合もあり、公認審判員の規定を外した。  
(3)(4)(6)(7)(14)はこれまで国際審判員が望ましいとしていたが、J級審判員の規定が明確になったことより、「J級審判員」に見直した。

特にこれまで技術部長の職務に有ったコースの維持責任がコースデザイナーに移管された事、以下に示す副審判部長を置かない事も考慮し、競技運営を審判部長と協働で行う事にした。  
又コース承認委員会のメンバーになることがICFで追加された。

現状に合わせるため表現を見直した。  
「総務全般」を前段にだし、競技成績、抗議等の記録、文章の保管責任を明確にした。

ICFの改正に従い見直した。  
判定に関する問題については審判部長の結論が最終判断と明示され、又公式なテレビ(映像)が判定の手段として使っても良くなった。

ICFでは区間審判がなくなり、トランスミッション審判が追加されたが、これはすべてのゲート審判に経験豊富な人材を確保することが前提でありJCFでは早々には困難であるので、ICFが規定するトランスミッション審判を設けず、区間審判を残すこととした。

ICFではこの表示板の操作をトランスミッション審判に移管されたので、これまでゲート審判が対応していたものを区間審判に移した。

<p>8 ゲート審判員</p> <p>ゲート審判員は、各ゲートにおいて正しいペナルティーを科し、又正しい判定を行う責任がある。又近くのゲート審判の判断を尊重しなければならない。すなわちそれぞれのゲートの通過を観察するにあたっては、より適切な場所にいる審判の判断は特に尊重しなければならない(より適切な場所とは、距離の近い場所、あるいは距離が離れていてもそれぞれのコースで観察しやすい角度にあるいは場所を意味する)。</p> <p>又ゲート審判は、より観察しやすい位置にいて特別な権限と任務を与えられているゲートがある場合には、そのゲートの審判を援助しなければならない。</p> <p>ゲート審判員は、各選手について明確に文書で記録するべきである。又すべての選手に対し公平な漕行が保証されるようレースの進行を監視する。</p> <p>各ゲート審判員は、自分が選手に科そうとするペナルティーを区間審判に見えるように合図しなければならない。</p>	<p>ICFのクロスジャッジ方式(別な角度から、見易い位置にいるゲート審判の意見を反映する)の導入に伴い、見直した。</p>
<p>14 コースデザイナー</p> <p>コースの設計、及び競技中のコースの原型維持に責任を持ち、常に修理や調整の準備が出来ている事。又コースデザイナーはコース承認委員会の一員である。</p>	<p>ICFの改正に従い、コースデザイナーはコースの維持管理に責任を持つものとした。</p>
<p>15 検艇員</p> <p>有効な連盟公認シールが固定されているか、競技に参加する艇及びライフジャケットが規則にあっているかを点検し、合格の印を付ける。あわせてヘルメットの安全確認を行う。</p>	<p>「有効な」を追記した。</p>
<p><b>第14条 競技</b></p> <p>1 原則として2回の漕行を行い、スコアの良い方の成績を採用する。 主催者は予選、準決勝、決勝を行う事が出来る。その場合の準決勝の発艇は予選の成績の逆順とし、決勝の発艇は準決勝の成績の逆順とする。</p> <p>2 準決勝及び、決勝ではコースのバランスが保たれているかぎり、コースを変更しても良い。</p> <p>3 チーム種目は<b>漕行</b>を1回とすることができる。</p>	<p>ICFでは「原則的に」との表現がないが、予選を含め、準決、決勝が1本である場合も有り、JCFではこの表現とした。 (何回漕ぐかは各大会要綱による。)</p> <p>ICFの表現(Run)に合わせた。</p>
<p><b>第17条 ゼッケン(ビブ)</b></p> <p>1 主催者が提供するゼッケン(ビブ)は胸と背中に付けなければならない。両面には大会名、メンスポンサー名が表示できる。</p> <p>2 番号の大きさは15cmから20cmの高さで、太さ<b>2</b>cm以上でなければならない。</p>	<p>ICFの改正に従い見直した。</p> <p>ゼッケンの文字の太さが変わった。</p>
<p><b>第18条 監督への通達及び会議</b></p> <p>1 各監督へ競技開始の少なくとも5時間前迄に次の事項について書面で通達しなければならない。</p> <p>2 監督会議は競技開始前の適切な時間に行うものとする。 (1) 選手に対する追加指示について (2) コースの承認<b>結果</b>について(<b>報告</b>) (3) 参加に対する変更及び棄権について</p>	<p>コース承認はコース承認委員会の役務となり、監督会議ではその結果の報告のみとなった。</p>
<p><b>第20条 コース</b></p> <p>1 コースは、全長にわたり航行できるものとし、C1の右漕ぎ、左漕ぎの選手に同じような条件とする。理想的なコースは次のような条件を含むものである。 (1) 選手に幾つかの選択肢を提供するコンビネーションゲートを最低1箇所設ける事。 (2) 常に流れの方向が変わり、湧き上がる動きのある(渦、波、急流)技術的に難易度を伴う流れである事。</p> <p>2 コースの距離は発艇線から決勝線までで、250m以上(測定は中央ラインで行う)、400m以下となるようにしなければならない。コースデザインの目安として、男子K1がおよそ100秒(90秒以上)で漕ぎきれぬ長さでなければならない。 競技コースの両端には競技者のためのウォームアップとクールダウンのための十分な場所があることが好ましい。これらの場所は発艇と決勝のエリアに影響を与えず、全ての選手が利用できるものでなければならない。</p> <p>3 コースは最大25ゲート、最小15ゲートよりなり、その中で最少6ゲート、最大7ゲートが漕ぎ上がり(アップストリーム)ゲートである。 (1) 発艇と決勝の位置及び運営は、事前に審判部長により承認されなければならない。 (2) 最後のゲートと決勝線間の距離は15m以上、25m以下でなければならない。 (3) 主催者は選手にとって出来る限り不安なく、あるいは不便なく競技できるようなコースを選ばなければならない。ゲートは、正しい航行を可能にし、ペナルティーの判定が正しく行えるように配置され、(ボールの色と番号札によって)明確にわかるように設置されなければならない。</p>	<p>ICFの表現の変更に従い見直した。</p> <p>ICFの表現の変更に従い見直した。</p> <p>ICFで本項が追加された。</p>
<p><b>第21条 コースの承認</b></p> <p>1 理想的には、デモンストレーションは1艇の右漕ぎC1、1艇の左漕ぎC1、2艇の男子K1、2艇の女子K1、そして2艇のC2(前が左漕ぎ、前が右漕ぎ)とする。</p> <p>2 競技委員長、審判部長、技術部長および<b>コースデザイナー</b>がコースの航行ができるかどうか決定する。 (1) コースが何らかの原因で承認が出来ないと判断されるとき(たとえばコース全体あるいはコースのある部分が不公平、危険あるいは漕航が不可能であるなど)、競技委員長、審判部長、技術部長および<b>コースデザイナー</b>の過半数が変更を要求したら、コースは変更されなければならない。この場合コースの変更は<b>コースデザイナー</b>により提案される。<b>承認後はさらなる修正は行われぬ</b>。 ノットブレークが行なわれる場合、最初の発艇は、コースが最終的に承認された後、少なくとも20分以内に開始してはならない。</p>	<p>コース承認は此れまでは監督会議であったが、コース承認委員会が行うことに変更。</p>

### 第23条 発艇

- 1 発艇は流れの上流に真っ直ぐに向けるか、あるいは下流に真っ直ぐに向けて行われなければならない。
  - 2 発艇補助員は発艇までの間それぞれの艇を発艇位置で保持する事が出来る。
  - 3 発艇は、静止発艇でなければならない。
  - 4 チーム種目の場合、第二、第三艇は、第一艇が競技の時間を開始するまで、静止していなければならない(望ましくは保持されること)。
  - 5 どのような場合でも、発艇員のあらゆる指示は守らなければならない、~~又発艇員の判断により発艇が決定される。~~
- ICFの表現に一部見直した。
- ICFの表現に一部見直した。

### 第27条 ゲート標識

- 1 ゲートは吊り下げられた1本又は2本のポールであり、ダウンストリーム用は緑色と白色のリング状に塗られ、アップストリーム用は赤色と白色のリング状に塗られる。  
2種類とも最下段は、白色とし、各リングの長さは20cmである。  
ポールが1本のゲートの場合、もう1本のポールはゲートラインを明確にする為、川岸に設置される。
  - 2 ポールが2本のゲートの幅は最小1.2m、最大4.0mとする。ポールは丸い棒で長さ1.6mから2.0mで直径は3.5cmより5cmの間とし、風で過度に動くことがない程度の重量を有するものとする。
  - 3 ポールの下端と水面との距離は、およそ20cmとし、ポールが水に影響を受けないようにする。
- ICFの改正に従い見直した。
- ICFの改正に従い見直した。

### 第29条 ペナルティー

- 4 50ペナルティー秒  
(3) 頭(C2では、2人の選手のうち1人の頭)が転覆の状態でゲートラインを切った場合。  
転覆の定義は32.1条による。
  - 7 いかなるゲートにおいても、~~一艇に課せられる~~ペナルティー50点が最大である。
- ICFの改正に従い見直した。

### 第32条 転覆と脱艇

- 1 選手の頭の全てが水面下にあるとき、艇は転覆と見なす。
- 2 艇が転覆し、選手(C-2の場合1名でも)が、完全に艇から離れた場合、脱艇とみなされる。
- 3 エスキモーロールは、脱艇とみなされない。  
チーム競技の場合チームのメンバーは、相互にエスキモーロールを助け合うことができる。

### 第33条 計時

- 3 日本選手権大会、国民体育大会、その他連盟が指定した大会においては光電子システムによるものが望ましい。その場合は、発艇線、~~決勝線~~はその計測範囲とする。  
又必ずスリット線及びスリット板を設置して、予備的に手動式計測をすることとする。  
~~発艇は艇を流れの上流に向けるか、又は、下流に向けて行われなければならない。流れに対して角度をつけた発艇は許されない。~~
- 決勝線を追記した。
- 第23条 発艇 と重複するので削除した。

### 第34条 成績の計算と揭示

- 1 成績の計算には、次の式を用いる：  
最も良い漕行の所要時間(秒)+ペナルティー秒=結果
  - 4  
(1) 少なくとも1回の漕行で正常にポイントを得た選手は、正式に成績を与えられる。  
(2) DNF,DSQ-Rの場合は999ポイントとする(成績が残る)。  
(3) DNSの選手はポイントはあたえられない(順位は付かない)。  
(4) DSQ-Cが発生した時点で、競技会全体から除外され、順位は付かない。但しそれ以前のラウンドの記録は残る。  
(5) 選手が脱艇した場合、あるいは転覆状態でゴールを切った場合、選手またはチームはDNFが与えられる。
- ICFの改正に従い見直した。
- ICFの改正に従い見直した。

### 第35条 デッドヒート(同成績の順位決定)

- 1 複数の選手のベストスコアが同点の場合は、もう一方の漕行のスコアで優劣を決める。それでも差がない場合は、夫々の選手に同じ順位が与えられる。  
(1) 次のラウンドへの出場権を決定する場面で同一成績の場合は、ベストスコアの順位で、同成績の選手は全て次のラウンドへ進めるものとする。
- ICFの改正に従い見直した。

### 第36条 抗議

- 4 審判部長は抗議の合法性を評価し、複数の審判員の証言を聴取し、争点における他の情報を集めて判断し、決定を書面で伝える。~~ビデオの検閲は事実(審判の決定)の判定材料を争うために使用しなくても良い。~~
  - 5 審判部長の判定で、実際の諸問題や技量上の間違いの調査は、単なる調査として処理される。(無料)
- ICFの改正に従い見直した。

### 第40条 漕行における失格 (DSQ-R)

- 以下の場合、当該レースが失格となる。その判断は審判部長が行う。
- 1 規則違反の艇 ~~又は用具~~で発艇した場合(規格に合致していない。連盟公認シールが固定されていない。未検艇 ~~等~~。)
  - 3 チームの競技中の脱艇(参照:第32条)後は、チームの残りの選手は、意図的に次のゲートを漕航することは許されない。(DSQ-R)
  - 4 選手の過失により、予定の発艇時刻に遅れた場合
  - 5 ~~決勝線を転覆状態で通過した場合(転覆状態とは、頭が完全に水面下にある状態)~~
- ICFの改正に従い見直した。
- ICFの改正でDNFに変更され、削除された。

### 第3章 特別ルール

#### 第43条 日本選手権の特別規定

##### 1 競技種目

日本選手権の競技種目は以下の通りである。

個人種目: 女子K1、男子K1、女子C1、男子C1、女子C2、男子C2

チーム種目: 女子K1×3艇、男子K1×3艇、女子C1×3艇、男子C1×3艇、  
女子C2×3艇、男子C2×3艇

本条項を追加した。

##### 2 参加選手

参加選手は当該年度のナショナルチームの選手、ジャパンカップ最終戦の上位者及び最終のジャパンカップランキング上位者から大会要綱に示す人数を参加者とする。

##### 3 競技

日本選手権における競技は、予選・準決勝、決勝で構成されることが望ましい。

##### 4 ゼッケン(ピブ)

(1) 予選漕行の発艇は、最終のジャパンカップランキング、ジャパンカップ最終戦の上位者、及びナショナルチームの選手の順で下位の選手から行われる。決勝の発艇は予選順位の逆順で行われる。

(2) チーム種目の発艇順は、競技委員会で決められる。

##### 付 則

※ 本規則は昭和55年3月18日承認され昭和55年4月1日以降効力を発する

※ 昭和57年4月1日改正増補

※ 昭和61年4月1日改正増補

※ 平成元年4月1日改正増補

※ 本規則は連盟スラローム、ワイルドウォーター委員会が改正増補して、連盟理事会が承認したものである平成7年6月24日以降効力を発する

※ 本規定はオリンピック翌年の4月ごとに改正される

※ 平成10年4月1日改正増補

※ 平成13年4月14日改正増補

※ 平成18年4月1日改正増補

※ 平成21年4月1日改正増補